

第5期『「竹島問題に関する調査報告」最終報告書』について

第5期島根県竹島問題研究会座長 下條正男

竹島問題研究会の第五期の活動は令和7年3月末をもって終了する。この『「竹島問題に関する調査報告」最終報告書』はその第五期竹島問題研究会の研究成果の一環である。

竹島問題研究会が呱呱の声をあげたのは平成21年6月、島根県議会が同年3月16日、「竹島の日を定める条例」（「竹島の日」条例）を制定し、「竹島問題研究会設置要綱」を定めたことによる。その「設置目的」では、竹島問題研究会について「竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論啓発に資するため、竹島問題研究会を設置する」としている。

爾来、竹島問題研究会は、その「設置目的」に倣って「竹島問題に関する客観的な研究」と「竹島問題啓発資料の作成」に従事し、今日に至っている。それも竹島問題研究会のメンバー達による「研究」と「啓発資料の作成」は、各自の献身的なボランティア活動による賜物であった。

この竹島問題研究会は、韓国政府が2005年4月に竹島問題を専門に取り扱う「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」を開設し、2006年9月に改組して「東北アジア歴史財団」となったのと比較しても特異な存在である。「東北アジア歴史財団」は、韓国政府の教育部傘下の政策提言機関として研究体制が整えられているのに対して、島根県の竹島問題研究会は、一地方自治体が設置した唯一の「研究会」だからである。

そのため竹島問題研究会がまとめた『「竹島問題に関する調査報告」中間報告書』と『「竹島問題に関する調査報告」最終報告書』は、韓国側の研究機関である「東北アジア歴史財団」及び嶺南大学の「独島研究所」等からは論難の対象にされ、幾多の論争を繰り返してきた。現在、外務省が刊行している小冊子「竹島問題を理解するための10のポイント」は、第一期の『「竹島問題に関する調査報告」最終報告書』を基に作成されたものである。

だが竹島の領有に関して、外務省の小冊子と「竹島の日」条例を定めた島根県の見解とでは、その論点に若干の違いがある。島根県議会が「竹島の日」を2月22日としたのは、明治38年（1905年）1月28日の閣議決定で竹島を「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」として「無主の地」とし、それを「先占」したとする閣議決定に依拠している。島根県ではその閣議決定を根拠として、明治38年2月22日に「島根県告示第40号」を公示し、竹島を「爾今本県所属隠岐島司ノ所管」としていたからである。

これに対して外務省の小冊子では、「日本政府は、1905年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました」として、明治38年1月28日の閣議決定に含みをもたせていたのである。そのため韓国側では、1695年の鳥取藩による江戸幕府に対する返答書や1870年の「朝鮮国交際始末内探書」、1877年の「太政官指令」等を論拠として、反論することになったのである。

だが島根県が明治38年の「閣議決定」に倣い、「島根県告示第40号」を根拠に2月22日を

「竹島の日」としたのは、それ以前の竹島については、「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡」がないと解釈していたからである。そのため竹島の歴史的権原についても、韓国側が主張するように、智証王 13 年（512 年）6 月、新羅が于山国を帰服させた際も、その中に竹島は含まれていない事実を明らかにした。また 1900 年 10 月、鬱陵島が鬱島郡に昇格した際に公布した「勅令第 41 号」にも、独島は含まれていないとしたのである。

だが外務省が第一期『「竹島問題に関する調査報告」最終報告書』を受けて、小冊子「竹島問題を理解するための 10 のポイント」を刊行し、そこで「竹島を領有する意思を再確認しました」としたこと、新たな争点が浮上することになったのである。

韓国側では、「無主地先占」と主張していた日本が、閣議決定を通じて「竹島の領有の意思を再確認しました」としたこと、その意思の確認はいつ、どのように行なわれたのかを問題にしたのである。そこで 1695 年の鳥取藩の返書や 1870 年の「朝鮮国交際始末内探書」、1877 年の「太政官指令」等を論拠に、その矛盾をつくことになったのである。

その先兵となったのが、内藤正中氏と朴柄渉氏である。島根大学名誉教授の内藤正中氏は、外務省の小冊子を批判して『竹島=独島問題入門 - 日本外務省「竹島」批判』を刊行し、その中でも「1905 年の領土編入の再確認という主張は誤りである」とした。さらに韓国側の竹島研究では、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註に、于山島を「倭の所謂松島なり」とした記述があることを根拠にして、文献や古地図にある于山島をことごとく独島（竹島）と解釈してきた。

それを外務省の小冊子では、その『東国文献備考』（「輿地考」）の分註は、改竄されていたとしたのである。これに内藤氏は、「ここでだけ異説を取り上げた外務省の意図がわからない」と批判したのである。しかしその改竄説を異説とした内藤氏だったが、その改竄説に対する反証をすることなく、鬼籍に入られてしまった。

『東国文献備考』（「輿地考」）の分註で、「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山則倭所謂松島也」と引用されていた『東国輿地志』は、その原典では、「一説于山鬱陵本一島」と記述されていたのである。引用文が書き換えられていれば、それは改竄というのである。

島根県議会が 2 月 22 日を「竹島の日」としたのは、明治 38 年（1905 年）1 月 28 日の閣議決定で竹島を「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」として「無主の地」とし、それを「先占」したからである。事実、それ以前の竹島は韓国領でも日本領でもなく、ましてや「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡」もなかったのである。

それを外務省の小冊子で、「日本政府は、1905 年、竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認しました」としたこと、韓国側では様々な珍説を持ち出しては、反論のための反論を繰り返して今に至っている。

島根県の竹島問題研究会は令和 7 年 3 月末をもって、第五期の研究活動を終える。この『「竹島問題に関する調査報告」最終報告書』は、その第五期竹島問題研究会の研究成果である。だが竹島問題は島根県の問題ではない。日本の国家主権に関わる領土問題である。日本政府はいつまでも一地方自治体に頼ることなく、自立して「竹島の領土権」を確立すべく、奮闘しなければならない。本報告書がその一助となれば望外の喜びである。